

新労発基 0423 第 2 号
令和 6 年 4 月 23 日

関係団体の長 殿

新潟労働局長

令和 6 年「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

労働基準行政の運営につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年からは「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各労働災害防止団体等と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の新潟県内の職場における熱中症の発生状況を見ますと、死亡災害の発生はないものの休業 4 日以上之死傷者は 40 人となっています。業種別にみますと、製造業、建設業の順に多く、全体の約 6 割がこれら 2 つの業種で発生しています。製造業では屋内の高温作業場所、建設業では屋根工事など炎天下での作業中に発症しており、また、例年 7、8 月に集中する傾向が認められます。

つきましては、令和 6 年の本キャンペーンを、別添 1 の令和 6 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱のとおり実施しますので、貴団体におかれましても、本キャンペーンの趣旨を踏まえ、傘下会員事業場等に対し、その周知を図っていただきますとともに、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願いいたします。

(参考)

- ・別添 1 令和 6 年「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」実施要綱
- ・別添 2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット

- ・別添3 令和5年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（令和6年1月11日時点速報値）（全国）
- ・別添4 令和5年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況（新潟県）

○新潟労働局ホームページに別添1～別添4の資料を掲示しています。

https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_ei_sei/netyuusyoubou_00081.html

『新潟労働局 職場における熱中症予防対策』で検索してください。